

足立区立第十二中学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為です。

しかし、いじめは、どの学校・どの学級の生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いています。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」といいます。）第 12 条の規定、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）、「足立区いじめ防止基本方針」（平成 26 年 2 月 7 日）、さらに「生徒指導提要（令和 4 年 12 月改訂）」及び「本校経営方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「足立区立第十二中学校いじめ防止基本方針」を策定します。

第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいいます。

2 本校いじめ防止基本方針策定の目的

生徒一人ひとりの健全な成長を支え、いじめのない社会の実現をめざすため、「いつ・どこで・だれが・被害側に・加害側に」なるかわからないという前提の下、いじめの防止と早期対応を行い、安全で安心できる学校を築くことを目的とします。あわせて、本校経営方針「自ら学ぶ・思いやる・鍛える」の実現に向け、協働的な学びや ICT 活用、SDGs の視点を取り入れながら自己有用感を高める教育活動を推進します。

3 いじめの防止に向けた学校の方針

- (1) 発達支持的生徒指導の視点に立ち、あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりを進めます。
- (2) 生徒が主体となって「いじめのない社会」を築こうとする意識を育て、発達段階に応じた取組を指導・支援します。
- (3) いじめはどの学校・どの学級・どの生徒にも起こりうることを強く意識し、未然防止と早期解決を図るため、保護者・地域・関係機関と連携して取り組みます。
- (4) いじめを絶対に許さず、いじめを受けた生徒を守り抜くことを明確にし、学校長のリーダーシップのもと組織的に対応します。
- (5) 相談窓口を明示し、アンケートや個別面談を定期的に行うとともに、ICT を活用して生徒の声を丁寧に受け止め、一人ひとりの状況把握に努めます。

第 2 いじめ防止等のために実施する施策

1 本校いじめ防止基本方針の策定

法第 13 条および「足立区いじめ防止基本方針」に基づき、本校の取組方針を「学校基本方針」として定め、教職員・生徒・保護者に周知します。

2 いじめ防止対策委員会の設置

校長を中心に「いじめ防止対策委員会」を設置します。委員会は校長・副校長・教務主任・生活指導主任・進路指導主任・各学年主任・養護教諭・スクールカウンセラーで構成し、教育委員会や地域・関係機関（こども支援センターげんき、児童相談所、台東少年センター、警察、医療機関等）と連携して取組を進めます。

3 具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見

- ア 心の教育の充実
人権・道徳・生命尊重教育を体系的に実施し、SDGs の視点を取り入れます。
- イ 生徒会の活性化
「いじめ防止月間」を設け、生徒会が主体となる取組を ICT も活用して推進します。
- ウ 学習環境の整備
授業規律の徹底や環境整備を行い、安心して学べる場を整えます。
- エ 教職員研修
いじめ防止をテーマに校内研修を行い、対応力を高めます。
- オ スクールカウンセラーの活用
生徒の観察や相談を通じ、早期発見と心理的支援にあたります。
- カ 生徒の自己有用感の向上
努力や協働的活動を認め、挨拶、声かけや励まし等を働きかけ、称賛する場面を充実させます。
- キ 保護者への啓発
保護者会や公開授業で方針を共有し、協力体制を築きます。
- ク 相談窓口の充実
相談箱を設置し、相談しやすい環境を整えます。
- ケ 面談やアンケートでの把握
三者、二者面談やアンケートの実施、WEBQU によりいじめの有無を確認し、必要に応じて対応します。

(2) いじめへの対応

- ア 被害生徒の安全確保を最優先とし、安心できる環境を速やかに整えます。
- イ 迅速な調査を行い、保護者・教育委員会に適切に報告します。
- ウ 関係機関と連携し、加害生徒への継続的な指導と支援を行い、再発防止を図ります。

第3 重大事態への対応

1 重大事態の定義

法第28条に基づき、生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑い、または長期欠席に至った疑いがある場合を重大事態とします。生徒や保護者から申立てがあった場合も重大事態と捉え、適切に調査します。

2 報告と調査

重大事態が発生した場合は直ちに教育委員会に報告し、必要に応じて教育委員会が主体となって調査します。

3 調査結果の説明

調査は再発防止のために行い、事実関係を明らかにします。結果は被害生徒や保護者に丁寧に説明し、教育委員会は区長に報告します。

足立区立第十二中学校 いじめ防止の取組



令和2年4月1日 改定

令和3年4月1日一部訂正

令和4年4月1日一部追記

令和7年9月1日一部訂正・追記